

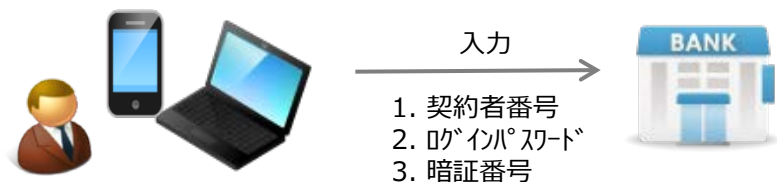
先行導入の実現に向けた今後の取組について

平成28年11月14日

スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取り・利用者証明機能搭載で実現できること

【これまで】

インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

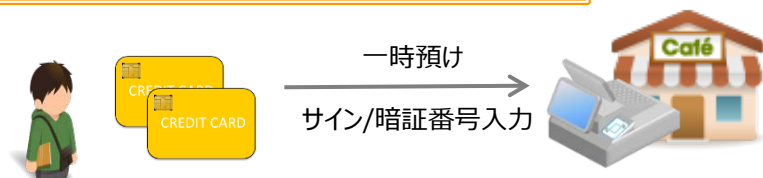


【これから】

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



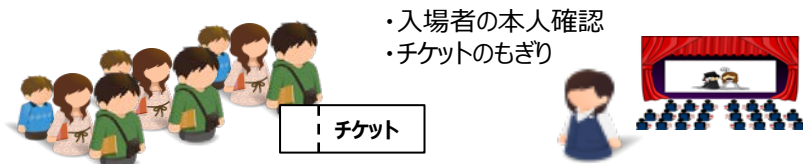
クレジット決済



利用者証明機能を搭載したスマートフォンをクレジットカード代わりに用いて決済



電子チケット



コンサート会場等への入場時に利用者証明機能を搭載したスマートフォンをかざして本人確認



スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取りについて

【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取り	・国 ・モバイル事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク） ・地方公共団体情報システム機構	○ 2016年以降、マイナンバーカードの読み取り可能なスマートフォンに関する問い合わせについては、官民が連携して適切に対応する。

【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取り	・総務省 ・シャープ ・NTTドコモ、KDDI ・地方公共団体情報システム機構 ・群馬銀行 ・NTTデータ ・群馬県内の複数自治体（前橋市など）等 ・日本郵便株式会社 ・一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）	○ 2016年11月4日に発売されたマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン（ドコモスマートフォン AQUOS EVER SH-02J）や、KDDIから発売される読取対応予定のスマートフォン（AQUOS U SHV37）については、当該スマートフォンに関する情報提供、問い合わせに対する体制整備その他利用者への対応に関し、関係者が連携して適切に対処する。 ○ 2017年3月を目途に開始する実証事業（インターネットバンキング、マイナポータルと連携した子育て支援ワンストップサービス等）での読取対応スマートフォンの活用に向けて、本年10月から検討を開始。

【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンに利用者証明機能を搭載	・国 ・モバイル事業者 ・地方公共団体情報システム機構	○ スマートフォンのSIMカードに利用者証明用電子証明書等を搭載するため、2016年度以降、利用者証明機能のスマートフォンへのオンラインによるセキュアなダウンロードの実現に向けた検証を実施する。 ○ 上記の実証結果を踏まえ、所要の制度整備、システム整備等を実施する。

【進捗状況】

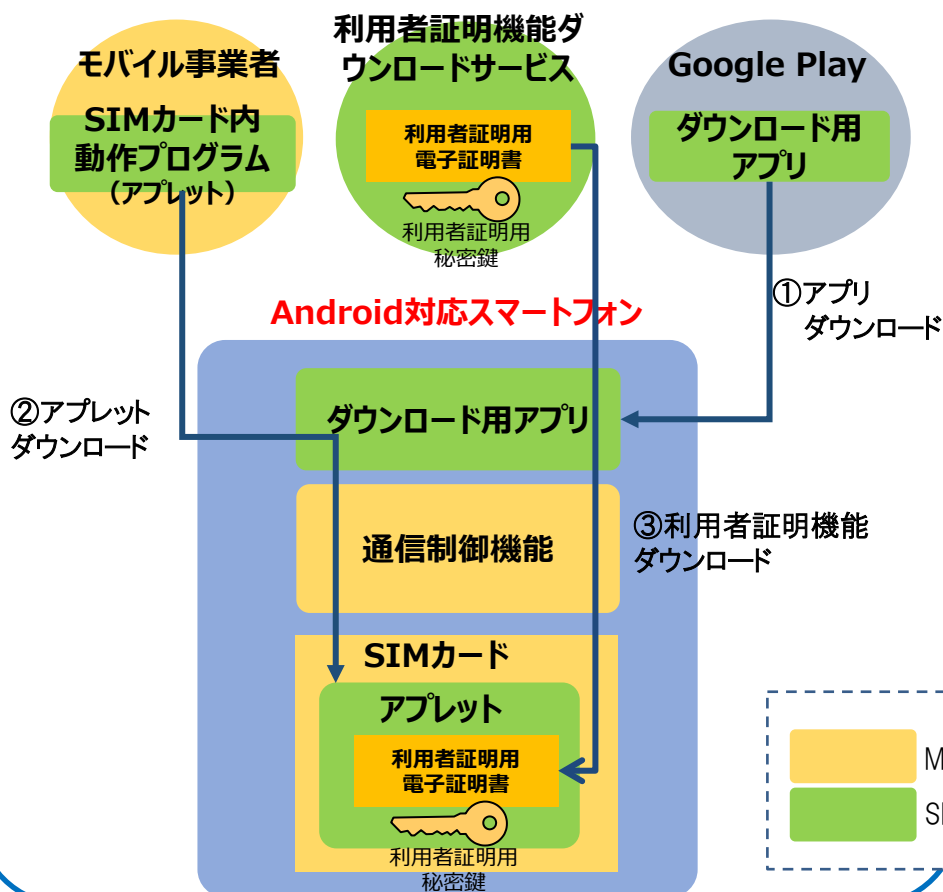
ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンに利用者証明機能を搭載	・国 ・モバイル事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク） ・地方公共団体情報システム機構	○ 本年10月、Android対応スマートフォンのSIMカードへの利用者証明機能のセキュアなダウンロード実現に向けた実証を開始。 ○ あわせて、iOSスマートフォンへの利用者証明機能の搭載に当たっての技術面・運用面の課題についても、検討を開始する。 ○ 今年度中に、利用者証明機能を搭載したスマートフォンを用いて、イベント会場でのチケットレス入場の実証実験を実施する。 ○ 上記の実証結果を踏まえ、所要の制度整備、システム整備等を実施する。

スマートフォンへの利用者証明機能の搭載について

4

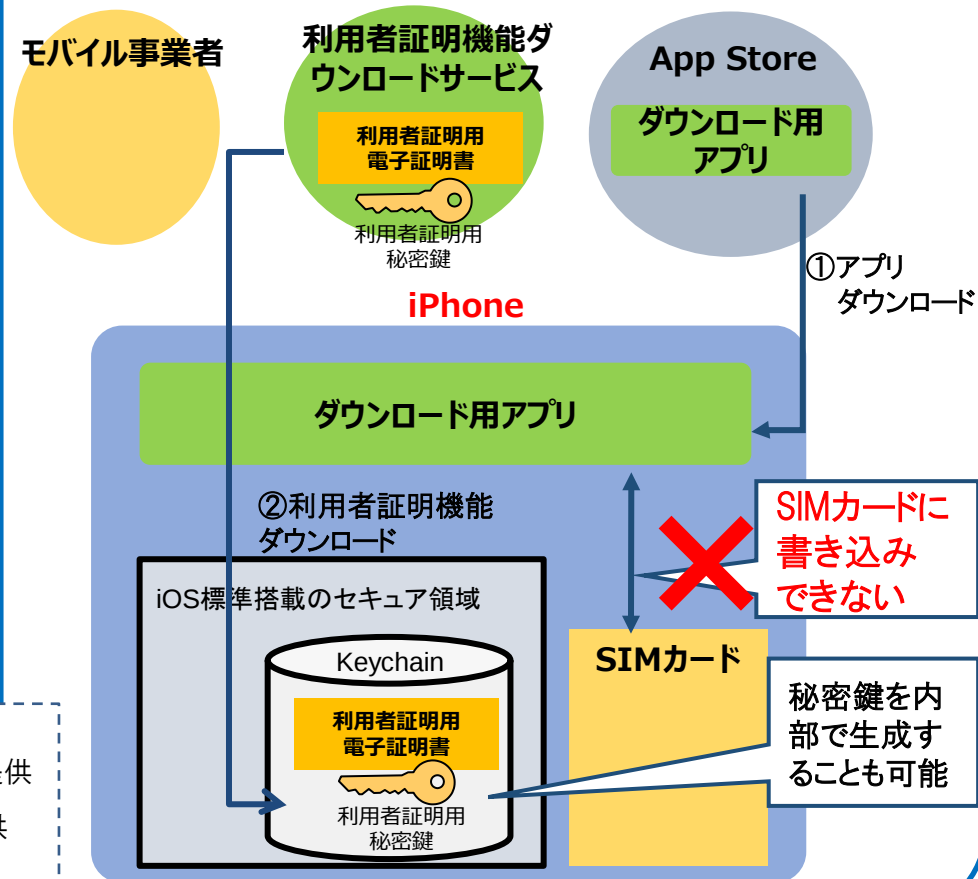
Android対応スマートフォン

- ・モバイル事業者がサービス提供者に対してSIMカードを利用可能とするサービスのために必要な仕組み(既存のモバイルNFCサービスプラットフォーム)を活用。
- ・本年10月以降、利用者証明機能ダウンロードサービス、ダウンロード用アプリ、SIMカード内動作プログラムを試験的に開発し、SIMカードへの利用者証明機能のセキュアなダウンロードの実現に向けた検証を開始。



iPhone

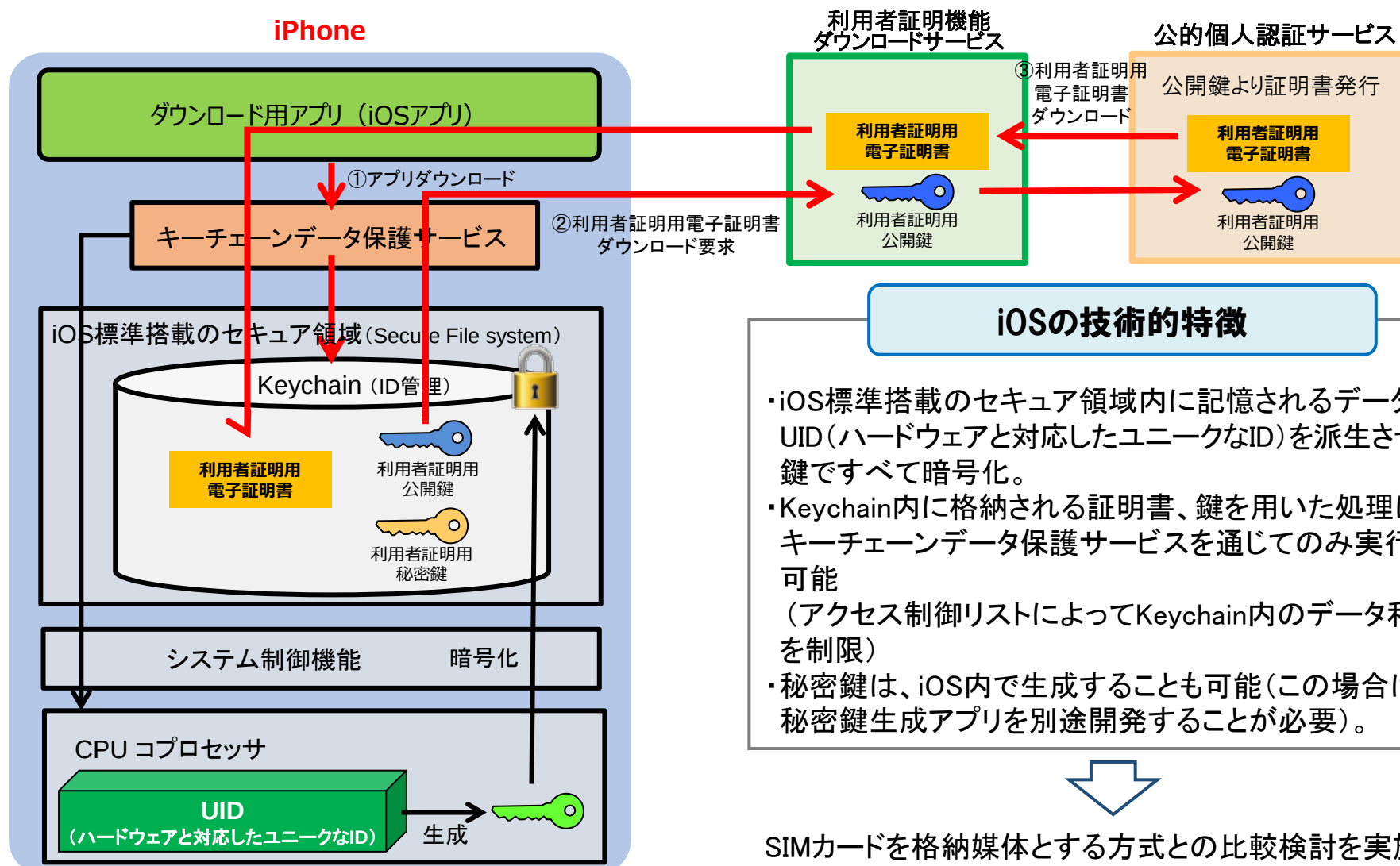
- ・iPhoneでは、iOSアプリからSIMカードへの書き込みは許容されていない。このため、**SIMカードを利用者証明機能の格納媒体として活用することはできない。**
- ・このため、SIMカードではなく、**iOSに標準搭載されているセキュアな領域 (Keychain) に利用者証明機能を格納するための技術面・運用面での課題を検証する必要がある。**



スマートフォン(iOS)への利用者証明機能の搭載に向けた検討

5

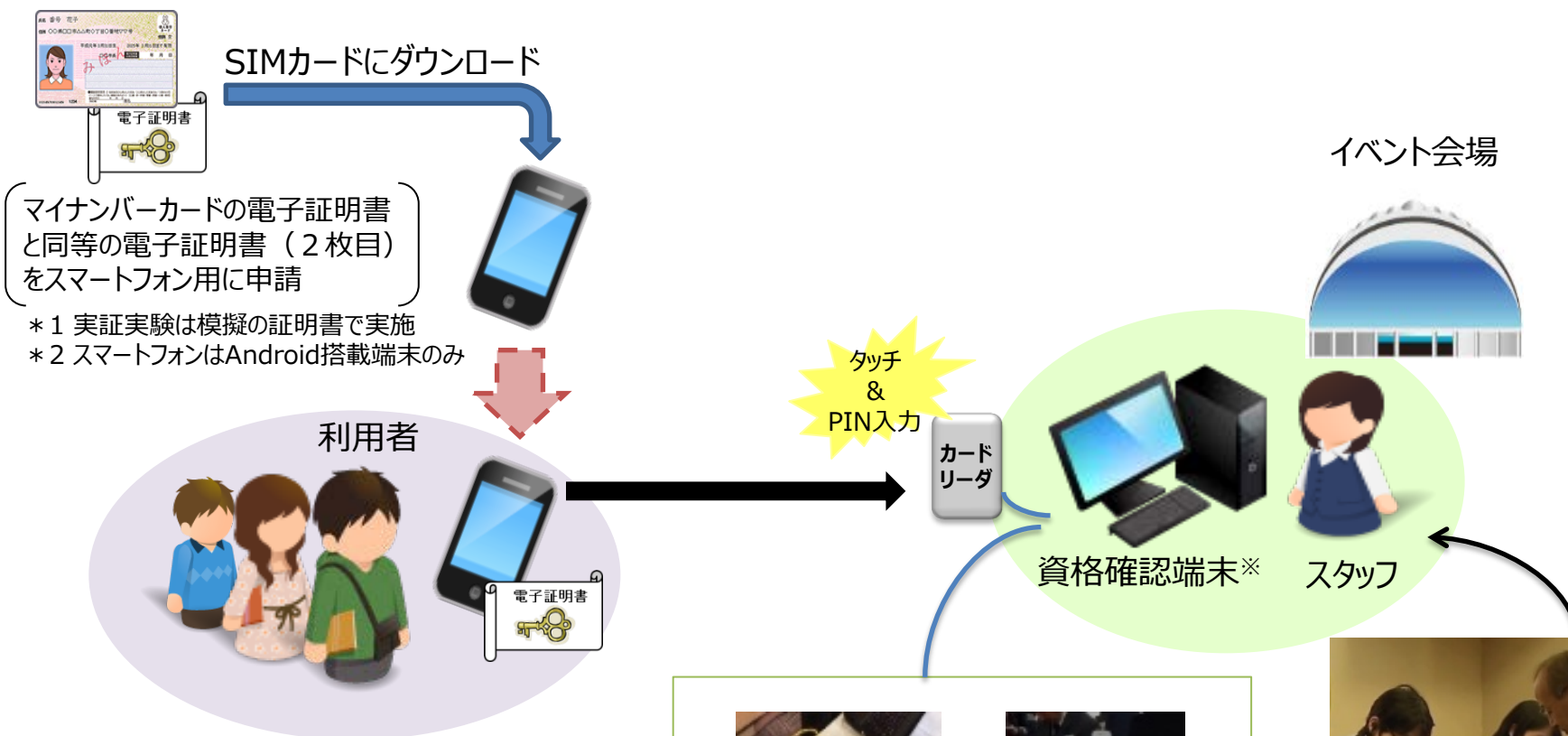
- iOSが標準搭載するセキュアな領域(Keychain)に、利用者証明用秘密鍵、利用者証明用電子証明書を保管。
- Android対応スマートフォンにおいてSIMカードを格納媒体として用いる方法と技術面、運用面での比較検討を開始。



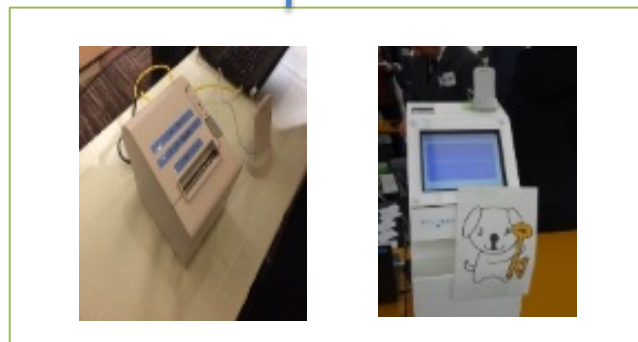
“SIMカードに利用者証明機能を格納したスマートフォン”を活用したチケットレス入場の実証実験

6

- 平成28年度中に、イベント会場のカードリーダーに“SIMカードに利用者証明機能を格納したスマートフォン”をかざして、入場資格の確認を行う実証実験を実施。



※スマートフォンのSIMカードに格納された電子証明書を使って、イベント入場時に利用者の資格確認を実施。



(席番レシート印刷のイメージ)



(入場のイメージ)

【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

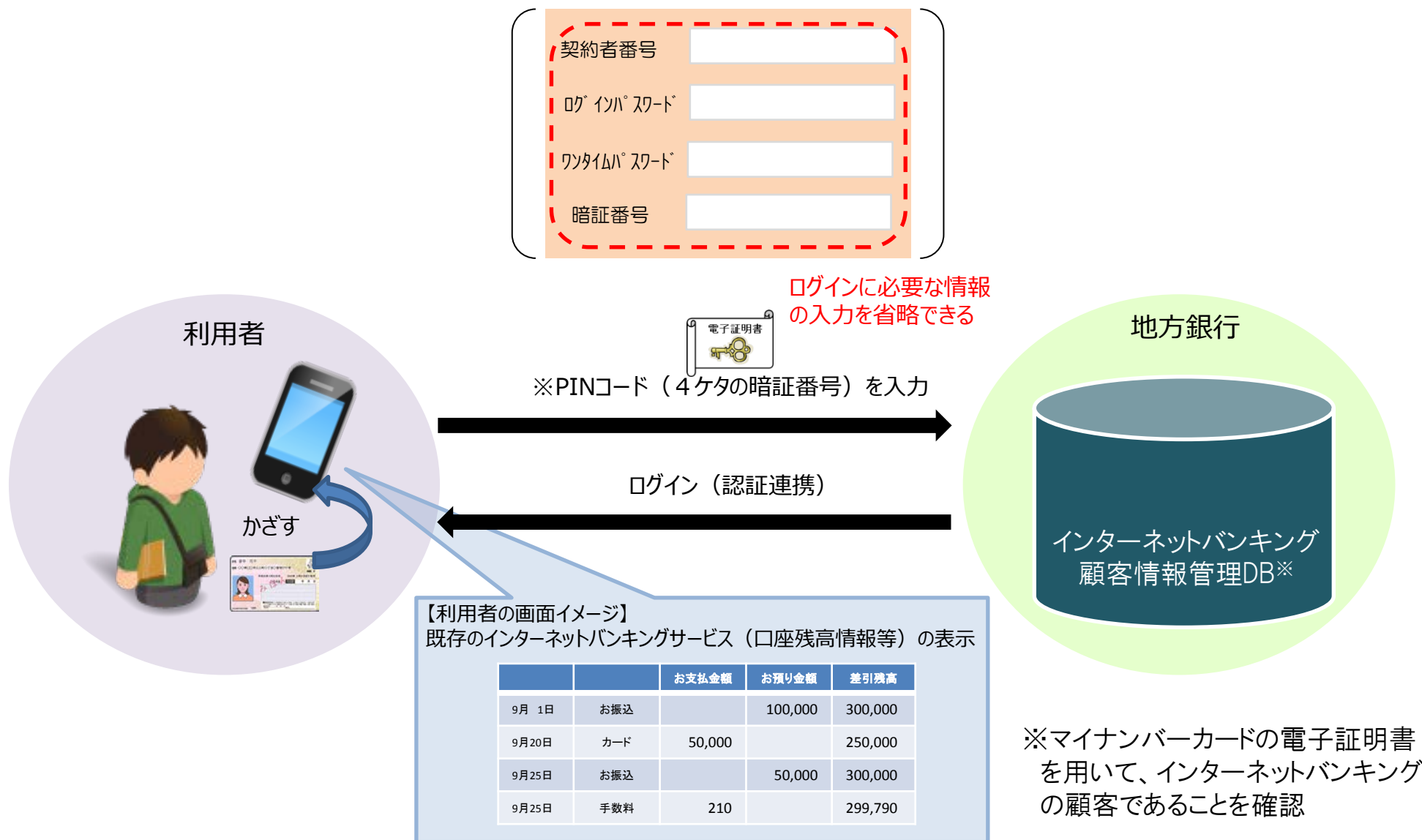
ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
インターネットバンキング	・インターネット上での口座残高照会等の本人確認に、マイナンバーカードを活用	・地方銀行 ・署名検証者	○ 2016年度中に、インターネットバンキング（口座残高照会等）のログイン認証時における本人確認にマイナンバーカードを活用する際の課題等について検討する。

【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
インターネットバンキング	・インターネット上での口座残高照会等の本人確認に、マイナンバーカードを活用	・群馬銀行 ・NTTデータ ・一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）	○ スマートフォンからインターネットバンキング（口座残高照会等）へのログイン認証時における本人確認にマイナンバーカードを活用する際の課題等について、2017年3月を目途に実用に近い環境下での実証実験を開始することを前提に、群馬銀行等の協力の下、本年10月から検討を開始。

インターネットバンキングについて

- 本年10月、スマートフォンにマイナンバーカードをかざして、インターネットバンキング（口座残高照会等）にログインする実証実験に向けた課題の検討を開始。



【先行導入の実現に向けた当面の目標】(第4回懇談会(平成28年6月15日)資料より抜粋)

項目	実証内容	ステークホルダー	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	・属性認証※の制度整備 ※ 法人や個人が作成する書類について、作成権限のある者が作成したものであることを受取機関が確認できる仕組み	・国 ・日本郵便 ・民間認証事業者	○ 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた制度整備についての検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。

【進捗状況】

項目	実証内容	ステークホルダー	進捗状況
電子私書箱を通じたワンストップサービス	・属性認証※の制度整備 ※ 法人や個人が作成する書類について、作成権限のある者が作成したものであることを受取機関が確認できる仕組み	・国 ・日本郵便 ・民間認証事業者	○ 法人の代表者から委任を受けた者であることを表示する電磁的記録（電子委任状）を取り扱う業務の認定制度等を内容とした法案の具体化に向け、内閣法制局等と調整中。

法人の代表者から委任を受けた者が、(自己のマイナンバーカード等を用いて)対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とするため、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録を「電子委任状」と定義し、主務大臣による電子委任状の普及に関する指針の策定、委託を受けて電子委任状を「保管」し、必要に応じ第三者に「送信」する業務の認定制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 電子委任状等の定義

「電子委任状」とは、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録をいう。

「電子委任状取扱業務」とは、委託を受けて電子委任状を保管し、必要に応じ第三者に送信する業務をいう。

(2) 電子委任状の普及に関する指針

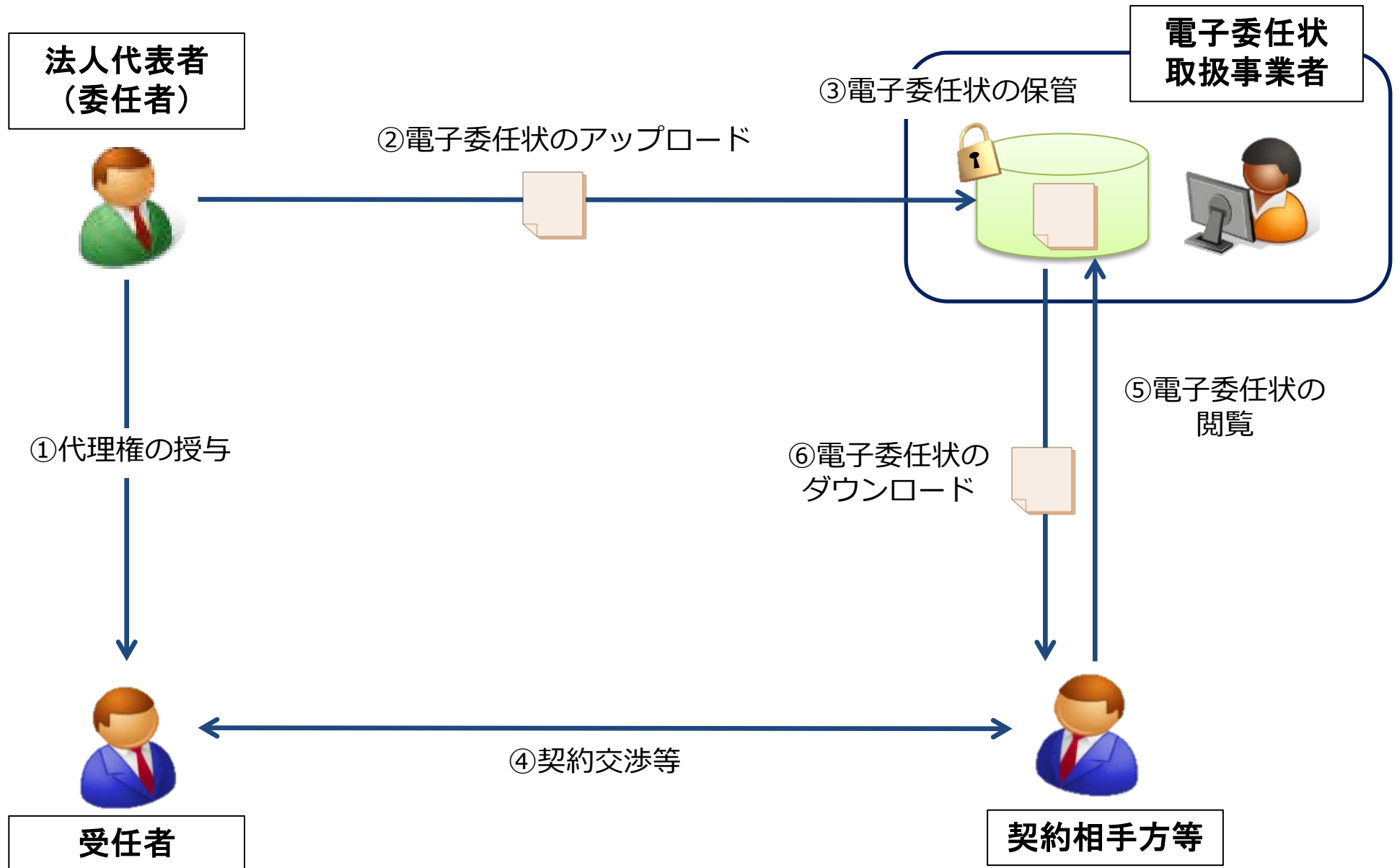
主務大臣は、電子委任状の普及に関する指針を定めるものとする。

(3) 電子委任状取扱業務の認定

電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が(2)の指針に適合するものであることの認定を受けることができることとする。

(4) その他

上記のほか、電子委任状の普及のための所要の措置を定める。



電子委任状を活用した政府調達事務の効率化

12

企業等

国（政府調達システム）

担当者の本人性等の確認

担当者の権限の確認

入札・契約

担当者電子署名の署名検証を通じて
担当者の本人性等を確認

電子委任状の取得を通じて担当者の入
札・契約権限を確認

担当者の本人性等確認、権限確認の結果を踏まえ、入札・契
約手続を実行

③書類提出

電子証明書
入札書
or
契約書

④

電子
委任状
電子証明書
入札書
or
契約書

⑤

電子
委任状
電子証明書
入札書

⑥

電子
委任状
電子証明書
契約書

⑦結果登録

<契約情報DB>

落札者

契約

価格

検索

法人番号

地方公共団体



都道府県



市区町村

電子委任状取扱事業者



申請書

電子
委任状

②委任状提出

地方公共団体情報システム機構
公的個人認証サービス
証明書発行・失効等管理

民間認証局
民間認証局
証明書発行・失効等管理

法務省
商業登記認証局
証明書発行・失効等管理

政府認証基盤（GPKI）のブリッジ認証局との相互認証

①代理権授与



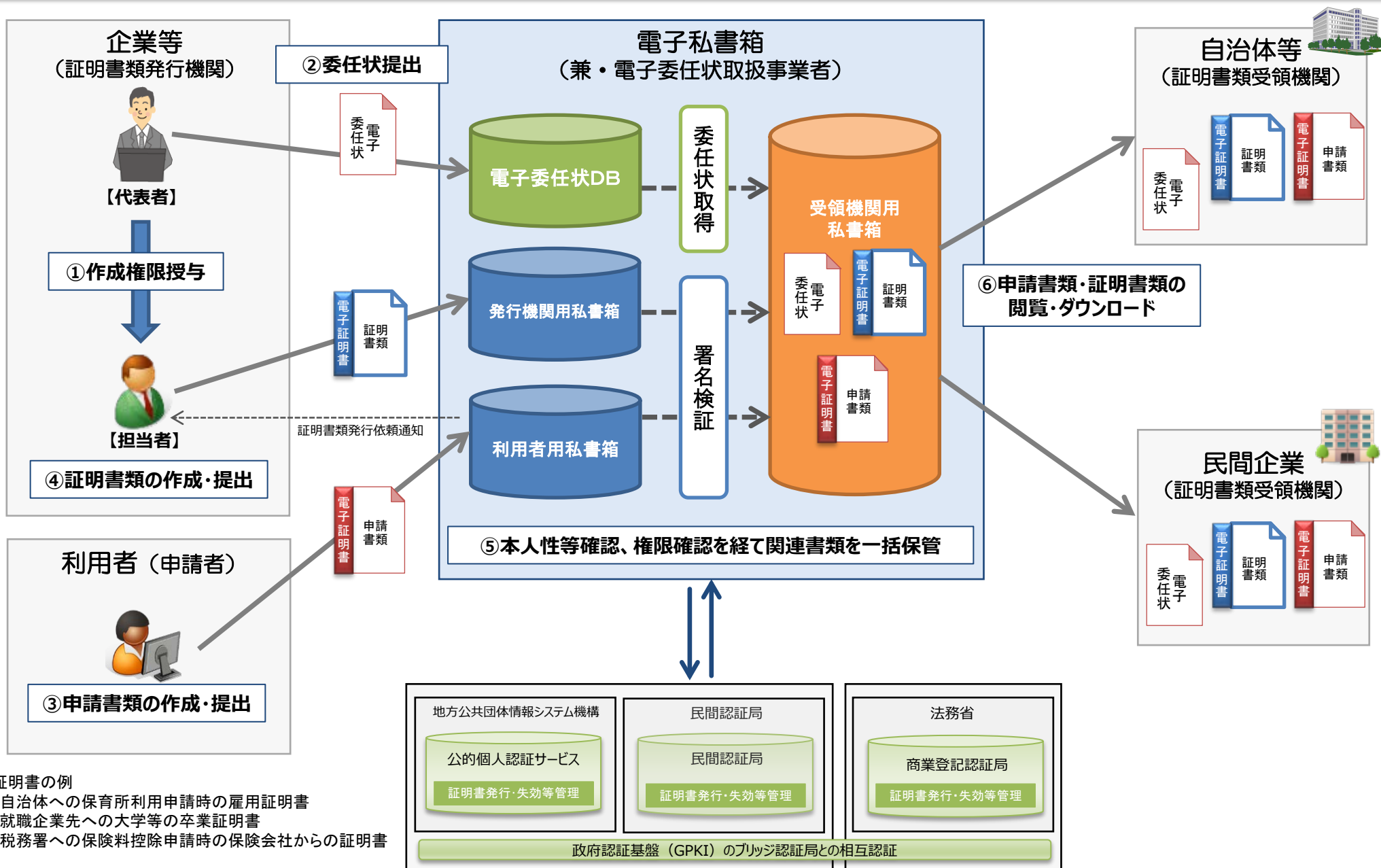
【担当者】



【代表者】

電子委任状を活用した申請手続ワンストップサービスの実現

13



【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	電子私書箱を通じ、窓口への訪問や郵送による書類送付なく、自宅からオンラインでワンストップによる地方公共団体等への手続を行う。	- 自治体 - 署名検証者	雇用証明書の提出や保育所入所申請などの子育て関連の手続について、マイナンバーカードを用いて、自治体窓口への訪問や郵送による書類送付なく実施することを可能とする検討を実施。

【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	電子私書箱を通じ、窓口への訪問や郵送による書類送付なく、自宅からオンラインでワンストップによる地方公共団体等への手続を行う。	- 群馬県内の複数自治体（前橋市など）等 - 一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC） - 日本郵便株式会社	- 雇用証明書の提出や保育所入所申請などの子育て関連の手続に関し、マイナンバーカードを用いて、自治体窓口への訪問や郵送による書類送付なく実施することを可能とするために電子私書箱が備えるべき機能のあり方について、2017年3月を目途に実証実験を開始することを前提に、本年10月から検討を開始。 - その際、2017年7月に本格運用開始予定のマイナポータルとの連携を前提とした検討を実施。 - 日本郵便株式会社は、マイナポータルと連携した電子私書箱サービス（民間送達サービス）を2017年7月を目途に開始することを前提に、上記の検討結果も踏まえつつ必要な機能の実装を進める。

【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	・デジタルメッセージサービスにおける本人確認に公的個人認証サービスを活用	・日本郵便株式会社 ・地方公共団体 ・企業	○ 日本郵便は、早ければ2016年度中にも公的個人認証サービスの署名検証に係る大臣認定を申請し、デジタルメッセージサービスへ導入することを検討中。 ○ 公的個人認証サービスに係る大臣認定を取得後、試行サービスで提供しているデジタルメッセージサービスにおいて、企業等からの重要書類受取時の本人確認などで公的個人認証サービスを利用する。

【進捗状況】

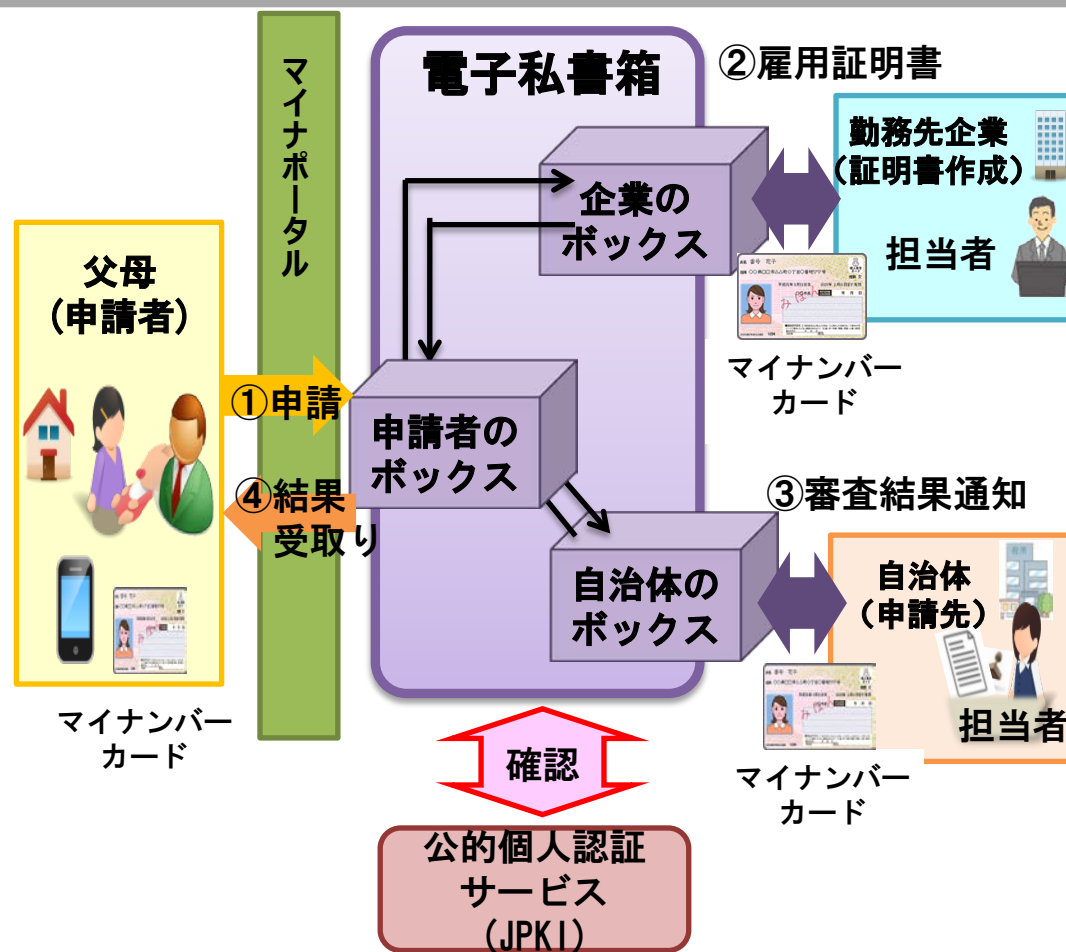
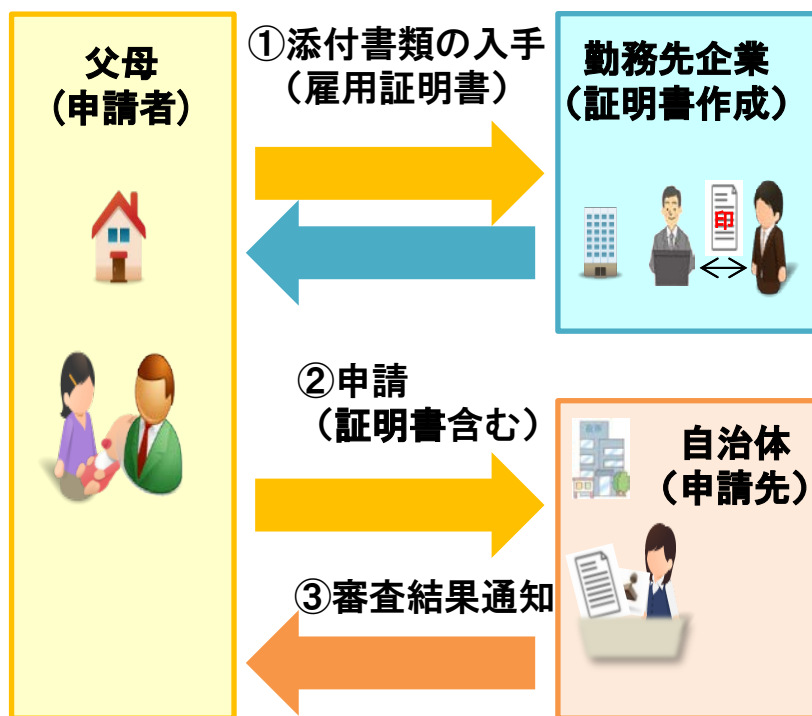
ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	・マイナポータルと連携した電子私書箱サービス（民間送達サービス）における本人確認に公的個人認証サービスを活用	・日本郵便株式会社 ・地方公共団体 ・企業	○ 日本郵便株式会社は、2017年7月を目途に開始するマイナポータルと連携した電子私書箱サービス（民間送達サービス）において、企業等からの重要書類受取時の本人確認などで公的個人認証サービスを利用する。

【これまで】

- ◆ 父母は複数訪問の上で申請
- ◆ 児童全員分を毎年実施。一時期に書面による事務処理が集中。

【これから】

電子私書箱が**ワンストップで受付、処理を自動化**
⇒マイナンバーカード1枚だけで、申請に要する書類準備の「手間」、複数訪問の「時間」、郵送の「コスト」の減など、簡便な手続を実現



【これまで】

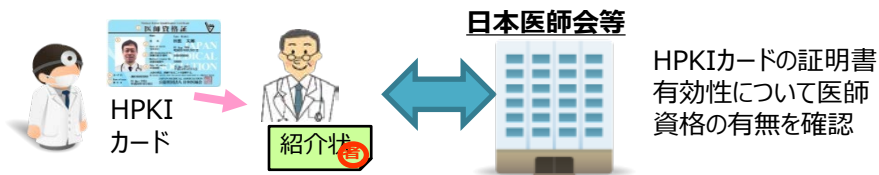
医療保険の資格確認



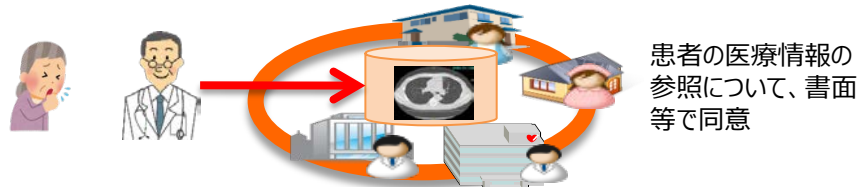
診療の受付 (チェックイン)



医師資格の確認



医療情報連携における患者の同意

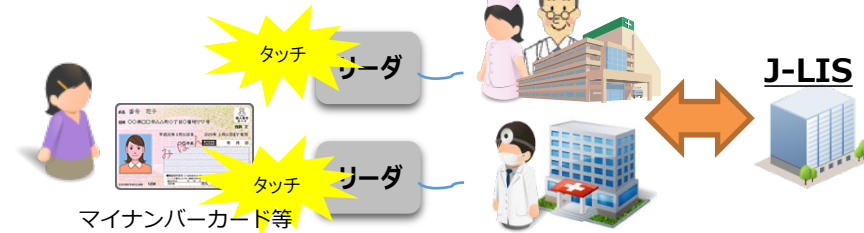


【これから】

公的個人認証サービス(JPKI)を活用し、保険医療機関等で利用者証明用電子証明書を読み取り、オンラインで資格確認



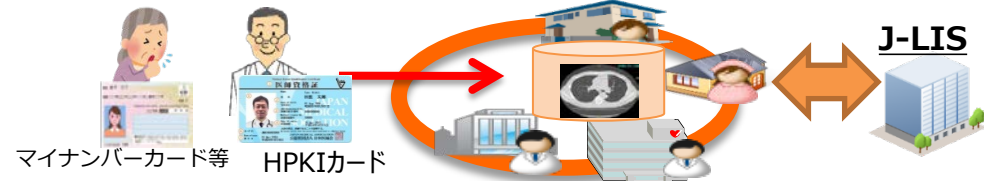
JPKIの電子証明書情報と診察券番号を紐付け、JPKIで予約状況を確認し、診療を受付 (チェックイン)



HPKIカードの証明書の有効性確認の際に、JPKIを活用することで、医師の本人確認を確実に補完



医療情報連携ネットワークにおいて、医療情報参照に対する患者の同意を簡便かつ確実に取得・管理するためにJPKIを活用



【先行導入の実現に向けた当面の目標】(新規追加)

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
診療の受付 (チェックイン)	JPKIの電子証明書情報と診察券番号を紐付け、JPKIで予約状況を確認し、診療を受付(チェックイン)	複数の医療機関	2016年度中に、複数の医療機関において、JPKIの電子証明書を用いて診療の受付(チェックイン)を実現するための課題の検証に着手する。
医師資格の確認	HPKIカードの証明書の有効性確認の際に、JPKIを活用することで、医師資格の確認を確実に補完	- 国 - 地方公共団体情報システム機構 - 日本医師会等のHPKI認証局	医師がHPKIカードの発行を申請する場合や、HPKIカードの証明書の有効性確認を行う場合におけるJPKIの活用のあり方について検討を進め、2016年度中に、HPKIカードの実際の発行・利用において、JPKIを活用した実証に着手する。
医療情報連携における患者の同意	医療情報連携ネットワークにおいて、医療情報参照に対する患者の同意を簡便かつ確実に取得・管理するためにJPKIを活用	- 国 - 日本医師会 - 地域医療情報連携ネットワークの運営主体	2016年度中に、医療情報連携ネットワークにおいて、医師が患者の医療情報を参照することに対する患者本人の同意取得の場面におけるJPKIの活用のあり方について、技術面・運用面での課題の検証に着手する。 - 実用化の検討に当たっては、厚生労働省や日本医師会等が検討を進める医療情報連携ネットワークの相互接続の実現方策の検討との整合性を図る。